

生ごみのたい肥化にご協力を
～平成18年度の“家庭用生ごみ処理機器”の普及状況～

クリーン推進課 ☎(23)8153

家庭から排出される燃えるごみのうち、生ごみの占める割合は約30パーセントといわれています。市では、燃えるごみの減量化の一環として、生ごみ処理機器により、家庭から排出される生ごみからたい肥を作り、生ごみの自家処理（畑や庭、家庭菜園などに利用して土に戻す）を推奨することを前提とした補助金制度を設けています。

平成18年度は、総計で209件の補助金申請がありました。

| 生ごみ処理機（機械式） ※ディスポーザー含む | コンポスト容器 | 堆肥化促進剤専用容器 （EM容器） | 合計 |
|---|--|--|------|
| 139件  | 24件  | 46件  | 209件 |

今年度においても、多くの皆様のご活用をお願いします。

また、これまで生ごみ処理機器を使用されている方、または生ごみを自家処理されている方については、引き続き、生ごみの減量化にご協力をお願いします。

※既に機械式生ごみ処理機の補助金を受けた方で、故障などで2台目を購入した場合でも補助金は受けられません（1世帯で2機同時使用は不可）

コンポスト・EM容器は、毎年2器まで補助金が受けられます。

なお、5月26日（土）、27日（日）にみかもクリーンセンターで開催される「リサイクルプラザフェスティバル」で、生ごみ処理機器の使い方や、市からの補助金についての情報を提供する「生ごみ処理機器展示説明会」もありますので、ぜひご来場ください。

知っていますかごみの処理 -No.25-

清掃事業課（みかもクリーンセンター）☎(22)2654
（葛生清掃センター）☎(86)4351

粗大ごみはステーションに出せません

粗大ごみがごみステーションに出されると、ルール違反ごみとして収集されずに残され、近隣の方や当番の方などにご迷惑をかけることとなります。各庁舎の総合窓口、みかもクリーンセンター、葛生清掃センター、赤見支所のいずれかでごみ搬入届出の申請を行い、ごみ搬入施設でごみ搬入届出証を受け取り、それを持参し、佐野地区はみかもクリーンセンター、田沼・葛生地区は葛生清掃センターへ直接搬入（有料）してください。自己搬入が難しい方は、戸別訪問収集制度をご利用ください。詳しくは、「ごみ分別の手引き」または「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

振り込め詐欺にご注意

消費者情報「27」

県内で振り込め詐欺の被害が相次いでいます。佐野市内でも被害が発生しました。

振り込め詐欺は、ご両親や身内の方が、お子さんやお孫さんを心配する気持ちに付け込み、多額の現金を振り込ませる悪質な犯罪です。被害にあわないように、振り込め詐欺の手口と対処法をお知らせします。

○振り込め詐欺の手口

- ・子供や孫を名乗る者から「携帯電話の番号が変わったから、控えておいて」と連絡
- ・会社の金を使い込んでしまった。立て替えてもらっているが、会社に知れたらクビになる。助けて
- ・友達に借金する時に保証人になった。友達が返済できないので、自分が返済することになった。明日までにお金を用意しなければならぬ

などとお金が必要な理由は様々です。○振り込め詐欺に遭わないようにするには、
・すぐにお金を振り込まない
・真実かどうか、必ず確認しましょう
・家族や知合いなどの連絡先を確認しておきましょう

困った時は、消費生活センターへ相談しましょう。

■連絡先

佐野市田沼町974-11
（田沼庁舎内） ☎(61)1161

■受付日時

月～金曜日（祝日除く）
午前9時～午後4時

